

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該が休日に当たるときは、その翌日)

することとした。（第六条関係）

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

規則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第六号

## 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「千八百五十円」を「二千円」に改める。

附  
用

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

一 烏取県公報の購読料金を月額二千円（現行千八百五十円）と

告示

鳥取県告示第二百八十七号

第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示である。

平成四年三月二十四日

## 県取扱い 次回

指定番号	種別	題名	図書登録号	発行年月	表示された発行所名	類別	表記された発行所名
4411	雑誌その他 の刊行物	少女 fan	SL-5 M4	Do企画	○ 4427	"	まんがシャワー LOVE ゆり組 3月増刊号
4412	"	D E S I R E - X	ME-5 M4	Do企画	○ 4428	"	恋愛エクスプレス
4413	"	虹色天使	雑誌 AW34	AD WORK	○ 4429	"	堕天使ロード
4414	"	Dream ギャル	ISBN -06-2532 BW-29	アド・ワーク	○ 4430	"	C O M I C Beat 4月号
4415	"	夢幻少女	ISBN -06-2532 BW-26	アド・ワーク	○ 4431	"	ふたりだけの補修
4416	"	冬華美	ISBN -06-2532 BW-28	アド・ワーク	○ 4432	"	女教師美蝶 放課後編
4417	"	ワイルドアットハート	ISBN -06-2532 BW-27	アド・ワーク	○ 4433	"	女子大生・お笑き愛
4418	"	特選あそび専門街	0 6 6 1 3-10	株式会社司書房	○ 4434	"	くいこみ天使
4419	"	投稿ニャンニャン写真	雑誌 7-11	株式会社サン出版	○ 4435	"	ハートがトラブル
4420	"	セクシーアクション	0 5 5 1 3-11	株式会社サン出版	○ 4436	"	まいピュアお姉さま
4421	"	マスカットノート	0 8 3 4 5-11	株式会社大洋書房	○ 4437	"	むちむちバトロール

## 鳥取県公報

○ 4438	"	もうぎりぎり 4	5 0 4 1	リイド社
○ 4439	"	もっともっとベイビー 4	5 0 4 1	リイド社
○ 4440	"	おマセな秘密 PART 2	5 3 8 1	ワニマガジン社

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

平成4年3月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第一百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
問 恵 子	鳥薬第七九九号	平成四年二月二十八日

## 鳥取県告示第一百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯郡泊村大字宇谷九九三一一尾坂輝政ほか七十二人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業字谷地区区画整理）を平成四年三月十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成4年3月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第一百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業兩瀧地区区画整理）を平成四年三

月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福谷二十号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十一号）地区農道整備）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年三月二十四日

**鳥取県告示第二百九十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷三号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百九十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木七号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百九十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十七号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百九十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業下段地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十七号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷六号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

り告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十八号）地区農業用用排水）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十二号）地区農道整備）を平成四年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父木地）地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業下粟谷地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業小浜地区農用地造成）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業本町五丁目（坂木北平）地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良

事業（農村基盤総合整備事業蔵内地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（単県土地改良事業大成地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業元折渡地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今吉地区区画整理）を平成四年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百十一号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年三月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百十三号**

**漁業災害補償法**（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）先城地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年三月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年三月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加 入 区	漁 業 の 区 分
福部加入区 西伯加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業 小型定置漁業

## 鳥取県告示第三百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成四年二月七日 鳥取県指令受米土維第八百三十三号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市上後藤四丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市旗ヶ崎三丁目一五一二五  
三沢木材有限会社
- 四 代表取締役 三沢 進

## 鳥取県告示第三百十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市南吉方二丁目三一  
有限公司ふそく地所

代表取締役 浜田幸夫

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百十五号**  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成4年3月24日 火曜日

鳥 取 県 公 告 報

第一号の表株式会社山陰合同銀行の項中

「 広島市安佐南区中筋  
一丁目 」 を

「

タッヂダウン2  
" " プラボーラ電  
" " 株式会社平和松竹梅月  
" " 株式会社ニューギン「 広島市安佐南区中筋  
二丁目 」 に改める。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊 技 機 の 種 類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ルーキービジョンP-3	株式会社ソフィア
"	ルーキーVX	"
"	ビーナス2	株式会社大一商会

11 平成4年3月24日 火曜日

鳥取県公報

第6356号

## 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成4年度（平成4年4月から平成5年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成4年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目鳥  
取  
県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】

### 鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申込者 住 所  
氏 名

㊞

（団体にあっては、名  
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	